

ベラルーシ

商標法

1993年2月5日の法律(2004年10月29日版)

目次

第 I 章 商標及びサービスマーク並びにその法的保護

第 1 条 商標及びサービスマーク

第 2 条 商標の法的保護

第 3 条 商標に対する排他権

第 4 条 登録拒絶の絶対的理由

第 5 条 その他の登録拒絶理由

第 6 条 商標登録出願

第 7 条 商標の優先権

第 8 条 商標登録出願の審査

第 9 条 予備審査

第 10 条 出願の実体審査

第 11 条 出願についての決定に対する審判請求

第 12 条 商標登録及び商標登録証の交付

第 13 条 登録の存続期間

第 14 条 登録の補正及び誤記の更正

第 15 条 登録明細の公告

第 16 条 外国での商標登録

第 17 条 手数料

第 II 章 団体標章

第 18 条 団体標章権

第 19 条 団体標章の登録及び使用

第 III 章 商標の使用

第 20 条 商標の使用及び商標不使用の結果

第 21 条 警告通知

第 IV 章 商標の移転

第 22 条 商標権の譲渡

第 23 条 商標使用のライセンス許諾

第 24 条 商標の譲渡契約及びライセンス契約の登録

第 V 章 商標の法的保護の終了

第 25 条 商標登録の無効

第 26 条 商標の取消

第 VI 章 最終規定

第 27 条 特許庁

第 28 条 商標に関する法令の侵害から生じる紛争の審理

第 29 条 商標に関する法令の侵害についての自然人又は法人の責任

第 30 条 外国の自然人及び法人並びに無国籍人の権利

第 31 条 国際条約

第 I 章 商標及びサービスマーク並びにその法的保護

第 1 条 商標及びサービスマーク

(1) 商標及びサービスマーク(以下「商標」という)は、1の自然人又は法人の商品又はサービス(以下「商品」という)を他の自然人又は法人の同種類の商品又はサービスから識別するのに役立つ標識である。

(2) 商標として登録することができる標識は、図形として表示できる何らかの標識、個人名称を含む語、文字、数字、表象的要素、色彩の組合せ、商品の形状及びそれらの包装を含む立体標識、並びに当該標識の何らかの組合せである。

(3) 商標は、如何なる色彩又は色彩の如何なる組合せによっても登録することができる。

第 2 条 商標の法的保護

(1) ベラルーシ共和国における商標の法的保護は、本法に従い又はベラルーシ共和国が加盟国である国際条約に基づいて行われた、国家機関であるベラルーシ共和国の「国立知的所有権センター」(以下「特許庁」という)に対するその公式登録を基礎とする。

(2) 商標は、法人の名称又は自然人の名称により登録することができる。

(3) 商標権は国家により保護される。商標の登録は商標登録証の交付を生じさせる。登録証は、商標の優先日を証明し、かつ、当該登録証に明記された商品についての商標に対する所有者の排他権を証明する。それは商標の表示を含むものとする。

第 3 条 商標に対する排他権

(1) 商標所有者は、商標を使用し、かつ、処分する排他権を有し、また他人による当該商標の使用を禁止する権利も有する。

(2) 何人も、ベラルーシ共和国の領域で保護され、かつ、登録証が交付されている商標については、その商標所有者の許可を得ることなくこれを使用することができない。

(3) 商標について、又は商標により指定された製品について、又は誤認を生じる程に商標に類似の標識についての製造、使用、輸入、販売の申出、販売及びその他のマーケティング形態又はその目的での保持は、許可なく行われたとき及びそれらがベラルーシ共和国における周知商標として認められた商標により指定された同種類の商品又は同種類でない商品に関係するときは、商標所有者の権利の侵害を構成するものとする。

第 4 条 登録拒絶の絶対的理由

(1) 次の商標は、登録することができない。

1. 識別性を欠く商標
2. 特定の種類の商品についての名称として一般的な使用となっている商標
3. 一般的に認められた記号又は用語を構成する商標
4. 商品の種類、品質、数量、特性、用途若しくは価格又はそれらの生産若しくは販売の場所及び時期を指定するため使用されている標識又は表示から専ら構成される商標
5. 商品又はその包装の形状であって、専ら若しくは主として商品自体の性質に由来するもの、又は技術的成果を得るために必要であるもの、又は当該商品に対して実質的価値を付加するものを表現する商標

(2) (1)にいう標識又は表示は、それらが目立つものでない限り、保護されない要素として商標に組み込むことができる。

(3) (1)の規定は、商標登録出願の出願日にそれらの使用の結果として識別性を得ている標識に関しては、適用することができない。

(4) 国の紋章、旗章若しくは記章、国の正式名称、国際政府間機関の旗章若しくは記章又は略称若しくは完全名称、公式の監督用、証明用若しくは検査用の標章又は勲章その他の名誉記章を構成する標識から専ら成り立つ商標、又は当該標識に混同を生じる程に類似の標識から専ら成り立つ商標は、登録することができない。

(5) 次の標識は、商標として登録することができない。

1. 製品、その製造場所又はその製造者に関して、虚偽であるか又は消費者を誤認させる虞のある標識
2. ベラルーシ共和国が加盟国である国際条約に基づいて保護されているぶどう酒又は蒸留酒についての原産地表示を構成し又はそれより成る標識であって、当該原産地表示により表示された場所を原産地としないぶどう酒又は蒸留酒を特定するもの
3. 公益、人道上の原則又は道徳に反する標識

第5条 その他の登録拒絶理由

(1) 次のものと同一又は誤認を生じる程に類似の標識は、商標として登録することができない。

1. ベラルーシ共和国において第三者の名称により同種類の商品について先の優先日を以て先に登録されているか、又は登録出願が行われている商標
2. 同種類の商品について国際条約によりベラルーシ共和国において保護されている第三者の商標
3. 何らかの種類の商品について特許庁による所定の方法でベラルーシ共和国において周知として認められた第三者の商標

(2) (1)にいう商標と誤認を生じる程に類似の標識は、当該商標の所有者が登録に同意することを条件として、商標として登録することができる。

(3) 次のものの複製を構成する標識又は表示は、商標として登録されないものとする。

1. ベラルーシ共和国の領域において知られ、かつ、同種類の商品について第三者に属する商号(又はその部分)
2. その権利がベラルーシ共和国において第三者により所有されている工業意匠であって、当該工業意匠の優先日が登録出願された商標の優先日より先である場合のもの
3. ベラルーシ共和国において保護されている原産地名
4. 著作権所有者又はそれらの承継人の許可のない、ベラルーシ共和国で知られている科学的、文学的若しくは美術的作品の名称又は人名、又は当該作品からの引用
- 4-1. 類似の商品に関して、創設者の許可のない、ベラルーシ共和国において登録されたマスメディアの名称
5. 姓名、雅号及びその派生名、並びにベラルーシ共和国における有名人についてそれらの者の人格権を侵害する肖像画及び模写。ただし、それらの者又はそれらの者の権原承継人の許可のある場合を除く。
6. 現行法により確定された手続に従い保護された証明標章

(4) 商標が(3)の 1., 4. 及び 5. に規定された通り周知であるか否かを決定する条件は、特許庁により明示され、かつ、商標として登録出願された標識の優先日に関して審理されるものとする。

第6条 商標登録出願

(1) 商標登録出願(以下「出願」という)は、自然人又は法人(以下「出願人」という)が特許庁に対して行うものとする。

(2) 出願は、ベラルーシの特許代理人を通じて行うことができる。

(3) 外国に本拠を有する外国法人又はベラルーシ共和国外に居住する自然人、及びそれらの特許代理人は、ベラルーシ共和国における商標登録又はその有効存続期間の延長を確実にものとするため、定められた方法により特許庁に登録された特許代理人を通じて行動しなければならない。

(4) 出願は、1の商標のみに関するものとする。

(5) 出願書類は、次のものを含まなければならない。

－ 商標としての標識の登録願書。これには、出願人の名称及びその本拠又は居所を記載しなければならない。

－ 出願される標識

－ 商標登録を求める商品であって、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類のクラスに従い区分されたものの一覧

(6) 出願書類には、次のものを添付しなければならない。

－ 所定の手数料の納付を証明する書類

－ 出願が特許代理人を通じて行われるときは、当該特許代理人の権限を証明する書類

－ 団体標章の登録を求める出願のときは、当該団体標章の規約

(7) 出願を構成する書類が満たすべき要件及びこれらの書類の提出期限は、特許庁がこれを定める。

第7条 商標の優先権

(1) 商標の優先権は、特許庁に対する出願の出願日により決定されるものとする。出願日は、第6条(5)に明示された要件を満たす書類を特許庁が受領した日とする。

(2) 商標の優先権は、1900年12月14日にブラッセルで、1911年6月2日にワシントンで、1925年11月6日にヘーグで、1934年6月2日にロンドンで、1958年10月31日にリスボンで、1967年7月14日にストックホルムで改正され、並びに1979年10月2日に修正された工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約の外国の加盟国において前記商標に関してなされた最初の出願の出願日によりこれを決定することができる(以下「条約優先権」という)。ただし、特許庁が、前記出願日後6月以内に当該出願を受領することを条件とする。

(3) 工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国の1国の領域内で開催された公式又は公認の国際博覧会で展示された製品に付した商標の優先権は、当該製品が当該博覧会において公衆に展示された日付により決定することができる(以下「博覧会優先権」という)。ただし、特許庁が、前記日付後6月以内に当該出願を受領することを条件とする。

(4) 条約優先権又は博覧会優先権を利用しようとする出願人は、出願に際して又は特許庁による当該出願の受領後2月以内にその事実を申し立て、かつ、それと同時に自己の主張の効

力を立証する書類を提出するか、又は特許庁による当該出願の受領後 3 月以内に、それらの書類を提出しなければならない。

(5) 分割出願に基づく商標の優先権は、第 8 条(7)に従って最初の出願に基づく商標の優先日により決定されるものとする。

(6) 商標の優先権は、ベラルーシ共和国が加盟国である国際条約に基づいてなされた商標登録を求める国際出願の優先日により決定することができる。

第 8 条 商標登録出願の審査

(1) 予備審査及び実体審査を含む出願の審査は、本法及び特許庁が作成した施行規則に従い特許庁が行うものとする。

(2) 出願人は、自発的に又は庁の審査官の要求により、予備審査及び実体審査の過程において生じる問題を解決するため自身で又は代理人を通じて関与する権利を有する。

(3) 出願審査の何れかの段階の間で、かつ、商標の登録日前は、出願人は、自発的に当該出願の要素を補足し、詳述し又は訂正する権利を有する。

(4) 追加の要素が、出願された標識の内容を変更し又は出願に伴う一覧に対して商品を追加する場合は、それらの要素は審理されないものとし、出願人は、それらを別出願として出願することができる。

(5) 出願審査の間であって商標の登録日前は、出願人は、それに関する当該出願人の名称を変更するよう特許庁に対して請求する権利を有する。ただし、新たな出願人が自己の同意を与えることを条件とする。

(6) 出願人は、その審査の如何なる段階においても、商標の登録日前であれば、自己の出願の取下を請求することができる。

(7) 出願審査の間であってそれに関する決定が下される前は、出願人は、特許庁に対する最初の出願の出願日にそこに列挙された一部の商品について同一の標識に関して分割出願をする権利を有する。分割出願は、それにより関係商標の最初の出願日及び優先日を引き続き享受する。

第 9 条 予備審査

(1) 出願は、特許庁による出願の受領後 2 月以内に、予備審査を受けるものとする。

(2) 予備審査は、第 6 条に規定された必要書類がすべて存在すること、それらが所定の要件を満たすこと、及び手数料が納付されたことを確かめるのに資する。予備審査の間、出願人は出願の要素を補足し、詳述し、又は訂正するよう要請されることがある。補足され、詳述され、又は訂正された要素は、その旨の要請の受領日後 3 月以内に特許庁に対して提出しなければならない。その期間は、出願人の請求により、3 月を超えない範囲でこれを延長することができる。ただし、当該請求が現行期間の満了する前に受領されることを条件とする。出願人が所定の期間を遵守しないか又は要請に応答しないときは、当該出願は、審査されないものとする。

(3) 予備審査の結果に応じて、特許庁は、出願を審理するか否かを決定する。

(4) 出願が審理されるときは、特許庁は、当該出願の出願日及び条約優先日若しくは博覧会優先日を決定する。ただし、出願人が自己の条約優先権主張又は博覧会優先権主張の効力を実証するために必要な要素を提出していることを条件とする。

第10条 出願の実体審査

- (1) 実体審査は、予備審査完了の上、行われるものとする。
- (2) 実体審査は、商標の優先日が予備審査の過程において決定されていないときは、その優先日を決定するのに資し、かつ、クレームされた標識が第4条及び第5条(1)に規定された条件に合致することを確かめるのに資するものとする。
- (3) 予備審査の間、特許庁は、それなしには審査が不可能である情報を更に提出すべき旨を出願人に要請する権利を有する。追加の情報は、当該要請の受領の日後3月以内に特許庁に対して提出しなければならない。その期間は、出願人の請求によりこれを延長することができる。ただし、当該請求が前記期間の満了する前に受領されることを条件とする。出願人が所定の期間を遵守しなかったか又は当該要請に応答しなかったときは、当該出願は、取り下げられたとみなされ、出願人にはその旨通知される。
- (4) 商標を登録するか又は登録を拒絶するかは、当該審査の結果を基礎とする。
- (5) 商標を登録する決定は、同種類の商品に関して同一又は誤認を生じる程に類似の標識について第7条に基づく先の優先日を有する出願を受領した場合は、特許庁がこれを再審理することができる。
- (6) 実体審査に関する決定に不服がある場合は、出願人は、当該決定を受領した日後3月以内に、特許庁に対して再審理の請求をする権利を有する。その期間については、出願人の請求によりこれを延長することができる。ただし、当該請求が前記期間が満了する前に特許庁により受領されることを条件とする。
- (7) (3)及び(6)に基づく期限延長の手続については、特許庁がこれを規定する。
- (8) 再審理は、出願人の請求を受領した日から2月以内に行われるものとする。

第11条 出願についての決定に対する審判請求

- (1) 予備審査に関して下された、出願を審理しない決定又はクレームされた標識の再審理に関して下された決定に不服がある場合は、その決定に対して、出願人は、当該決定の受領日後3月以内に、特許庁審査審判部(以下「審判部」という)に審判請求する権利を有する。
- (2) 審判請求は、それが受領された日から4月以内に審理されるものとする。審判請求の審判部による審理を求める手続は、特許庁がこれを規定する。
- (3) 出願人は、審判部の審決に対して、審決を受領した日後6月以内にベラルーシ共和国最高裁判所に上訴することができる。

第12条 商標登録及び商標登録証の交付

- (1) 商標を登録する決定に基づいて、特許庁は、所定の手数料の納付を証明する書類の受領日後1月以内に、ベラルーシ共和国の商標及びサービスマークの正式登録簿(以下「商標登録簿」という)に登録を行うものとする。商標登録に関する明細及びそれら明細にその後行われる何らかの補正は、商標登録簿に記入される。当該明細の内容は、特許庁がこれを決定する。
- (2) 特許庁は、如何なる自然人又は法人の請求によっても、商標登録簿の抄本を交付する。
- (3) 商標登録証は、商標登録簿への商標の登録日後1月以内に、特許庁により交付されるものとする。

第13条 登録の存続期間

- (1) 商標登録の存続期間は、特許庁が出願を受領した日から10年間とする。
- (2) 商標登録の存続期間は、登録の現行存続期間の最後の有効年中に商標所有者の請求があったときは、更に10年間更新することができる。商標登録の存続期間更新の目的で、商標所有者は、請求により、かつ、追加手数料の納付を条件として、当該登録の存続期間満了後6月の追加期間の付与を受けることができる。
- (3) 特許庁は、商標登録の存続期間の如何なる更新も、商標登録簿に記録し、かつ、商標所有者の請求により商標登録証にそれを記入しなければならない。

第14条 登録の補正及び誤記の更正

- (1) 商標所有者は、商号(法人について)、姓名若しくは父系祖先名称(自然人について)又は住所の補正、商標が登録されている商品の一覧の縮減、その性質に何ら効果を有していない商標の要素に対する補正、及び商標登録に関するその他の補正について、特許庁に通知しなければならない。
- (2) 如何なる修正も、商標登録簿に記録され、かつ、商標所有者の請求により商標登録証に記入される。
- (3) 特許庁は、その職権により又は商標所有者の請求により、商標登録の要素における何らかの文法的な、印刷上の又はその他の明白な誤記を更正することができる。
- (4) 商標登録は、商標所有者の宣言に基づいて、当該商標が登録されている商品を分割することにより、これを分割することができる。

第15条 登録明細の公告

特許庁は、第12条に従い商標登録簿に記録された商標登録の明細を、商標登録日後、又は当該登録に関する補正若しくは更正を商標登録簿に記録した日後3月以内に、特許庁の公報(以下「公報」という)により公告する。

第16条 外国での商標登録

- (1) ベラルーシ共和国の如何なる自然人又は法人も、外国で商標の登録を受け、又はその国際登録をする権利を有する。
- (2) 商標の国際登録出願は、ベラルーシ共和国が加盟国である国際条約に従って行わなければならない。
- (3) 外国での商標登録又はその国際登録から生じる費用は、出願人、又はその者の同意を得て、関係する他の自然人若しくは法人が負担しなければならない。

第17条 手数料

- (1) 手数料は、商標登録に係る法的行為の履行について納付を要する。手数料は、出願人若しくは商標所有者、又はそれらの者の同意を得て、関係する他の自然人若しくは法人が納付することができる。
- (2) 手数料の納付を要する行為の一覧、手数料納付の手続、金額及び期限は、ベラルーシ共和国の閣僚評議会により決定されるものとする。
- (3) 手数料の適用を規制する条件は、ベラルーシ共和国の法令により規定する。

第 II 章 団体標章

第 18 条 団体標章権

法人の団体の商標であつて、その目的が団体により製造されるか及び／又は売りに出され、共通の品質その他の特性を有する商品を指定することにあるものは、団体標章とみなされる。

第 19 条 団体標章の登録及び使用

(1) 団体標章登録出願には、その規約を添付するものとし、これには、その名称で団体標章を登録することを認められた団体の事業形態、前記標章の使用を認められた法人の一覧、その登録の目的、当該団体標章により指定する商品の一覧及び共通の品質その他の特性、その使用が従うべき条件及び管理手続、並びに団体標章規約に違反した場合に適用される制裁を明記しなければならない。

(2) 第 12 条に規定された明細に加えて、団体標章の使用が認められた法人に関する情報は、商標登録簿に記録され、かつ、団体標章登録証に記入されるものとする。その情報は、当該標章が登録されている商品の共通の品質その他の特性を明記する団体標章の規約の抄本と共に、特許庁により公報で公告されるものとする。団体標章の所有者は、団体標章の規約に対する如何なる改正についても特許庁に通知しなければならない。

(3) 団体標章が何らかの共通の品質その他の特性を有していない商品に使用されたときは、登録の効力は、第三者の請求によりなされるベラルーシ共和国最高裁判所の判決に基づいて、全部又は一部を問わず、終了させることができる。

(4) 団体標章又はその登録出願は、前記標章の規約に従い当該団体標章の使用が認められた法人の 1 に属する商標又は商標出願に変更することができる。前記変更を規制する条件については、特許庁がこれを規定する。

第 III 章 商標の使用

第 20 条 商標の使用及び商標不使用の結果

(1) 商標所有者によるか又は第 23 条に基づくライセンス契約に従い当該商標を使用する権利が付与された者による、商標が登録されている商品又はその包装への商標の貼付は、商標の使用を構成するとみなされる。

(2) 広告、刊行物若しくは看板上の商標の掲載、又はベラルーシ共和国で開催される展示会若しくは博覧会での商品の展示に関連する商標の掲載もまた、商標の使用を構成するとみなすことができる。ただし、商品又はその包装に商標を使用していないことが適正な理由により正当化されることを条件とする。

(3) 中間段階の事業に従事する者は、自然人か法人かを問わず、商品製造者の商標と併用して、又はそれらの者が契約によりその旨製造者と合意しているときは後者の商標に代えて、それらの者自身の商標を使用する権利を有する。

(4) 団体標章を使用することを認められた法人は、それらの者が製造する商品に同時にそれらの者自身の商標を使用する権利を有する。

(5) 商標登録は、商標所有者により直接に又はその者の同意を得てベラルーシ共和国において市場で販売されている商品に、第三者が前記商標を使用することを禁止する権利をその所有者に対して付与するものではない。

(6) 商標登録の効力は、ベラルーシ共和国最高裁判所の判決を理由として、登録日から何れかの 5 年間連続して正当な理由なしに商標が不使用であることにより、登録に記載された商品の全部又は一部に関して、これを早期に終了させることができる。商標登録の早期終了の請求は、この商標が当該請求の提出前に使用されていないことを条件として、第三者によりベラルーシ共和国最高裁判所宛とすることができる。

(7) 不使用のため早期に商標登録の効力を終了させるか否かの決定は、不使用が自らの支配を超えた要因によることを示すために商標所有者により提出された証拠の審理に従うことを条件とすることができる。

第 21 条 警告通知

商標所有者は、商標と共に、ラテン文字「R」若しくは丸で囲んだ「R」の形態又は「商標」若しくは「登録商標」の形態で、使用の商標がベラルーシ共和国において登録された商標である旨の警告通知を加えることができる。

第 IV 章 商標の移転

第 22 条 商標権の譲渡

- (1) 商標権は、商標が登録されている商品の全部又は一部について、その所有者により自然人又は法人に対して契約により譲渡することができる。
- (2) 商品又はその製造者について消費者に誤認を生じる虞がある商標権の譲渡は、許可されない。
- (3) 団体標章の権利は、第三者に譲渡してはならない。

第 23 条 商標使用のライセンス許諾

- (1) 商標所有者(使用許諾者)は、商標を使用する権利を、当該商標が登録されている商品の全部又は一部に関するライセンス契約に基づいて、第三者(使用権者)に付与することができる。
- (2) ライセンス契約は、使用権者の商品が使用許諾者の商品より劣等でないものとする旨の条項を含まなければならない。かつ、前記条項の遵守については、使用許諾者がこれを監督しなければならない。
- (3) 団体標章を使用する権利は、第三者に付与してはならない。

第 24 条 商標の譲渡契約及びライセンス契約の登録

商標の譲渡契約及びライセンス契約は、特許庁に登録しなければならない。それらの登録日から第三者に対して有効とする。

第 V 章 商標の法的保護の終了

第 25 条 商標登録の無効

(1) 商標登録は、次の通り無効とすることができる。

1. その登録時に第 2 条(1)及び(2)、第 4 条並びに第 5 条(3)1., 2., 4., 4-1., 5., 6.に規定された条件を満たしていなかったときは、その存続期間中いつでも全部又は一部について
2. 第 5 条(1)及び(3)3.に規定された理由により公報による前記登録の明細の公告の日後 5 年の間いつでも全部又は一部について
3. 商標が特定種類の商品についての一般名称になっている場合は、その存続期間中いつでも
4. 商標所有者の登録関連行為が確定した命令により不正競争と認定されたときは、その存続期間中いつでも全部又は一部について

(2) 特許庁が第 7 条に従い先の優先日を有する出願を受領した場合は、商標登録は、当該出願の受領が前記登録の前であるか又は後であるかに拘らず、これを無効とする。

(3) 何人も、(1)に規定された期限内に、商標登録に対して審判部に異議を申し立てることができる。特許庁は、審判部による不服申立の審理を規制する条件を規定する。

(4) 審判部の決定は、その受領の日から 6 月以内に、更にベラルーシ共和国最高裁判所に対する上訴の対象とすることができる。

第 26 条 商標の取消

(1) 商標登録は、次の通り取り消されるものとする。

1. 第 13 条に規定された存続期間の満了時
2. 第 20 条(6)に従い下されたベラルーシ共和国最高裁判所の判決を理由として
3. 共通の品質その他の特性を有していない商品に関して団体標章を使用した場合(第 19 条(3))
4. 商標所有者による登録放棄の請求書の提出時
5. 法人の清算の場合、又は商標を所有する自然人の死亡の場合において権原承継人が指定されていなかったとき

(2) 商標は、登録の存続期間満了の場合又はその無効の場合は、特許庁により取り消されるものとする。商標登録の取消に関する記録は、商標登録簿に記入され、かつ、特許庁により公報で公告されるものとする。

第 VI 章 最終規定

第 27 条 特許庁

特許庁は、商標登録を求める出願を受領し、その審査を引き受け、ベラルーシ共和国全領域に亘り有効な登録証を交付し、その権限内において商標に関する法令を確実に尊重し、一般規則を立案し、その規定を解釈かつ解明し、利害関係を有する自然人及び法人に対して組織的援助及びそのサービスを提供する。

第 28 条 商標に関する法令の侵害から生じる紛争の審理

商標に関する法令の侵害から生じる紛争は、審判部又はベラルーシ共和国最高裁判所によりそれらの管轄内で審理されるものとする。

第 29 条 商標に関する法令の侵害についての自然人又は法人の責任

(1) 本法に反する方法により、商標又は同種の商品についてその商標と誤認を生じる程に類似の標識を使用する者は何人も、ベラルーシ共和国の法令に従い責任を負うものとする。

(2) 商標の違法使用については、差止命令又は被った損害について賠償を求める申立の提出とは別に、次の追加の民事制裁を提起することができる。

1. 違法に使用された商標又はその商標と誤認を生じる程に類似の標識を商品若しくはその包装から除去し、又は商標若しくはその商標と誤認を生じる程に類似の標識の現存複製を廃棄すること
2. 商標が違法に使用された商品を没収し又は廃棄すること
3. 商標が違法に使用された商品の価格相当の金額により被害者の利益のために罰金を科すこと
4. 被害者の利益のために商標を違法に貼付している商品を移転させること

(3) 商標の違法使用により有罪の者に関する(2)に基づく救済は、ベラルーシ共和国の法律により所定の通り適用されるものとする。

第 30 条 外国の自然人及び法人並びに無国籍人の権利

外国の自然人及び法人並びに無国籍人は、本法及びベラルーシ共和国の商標に関する他の法令に規定された権利を享受し、ベラルーシ共和国の自然人及び法人と同等の立場で責任を負うものとする。ただし、ベラルーシ共和国の憲法、その他の法律及び国際条約に別段の規定がある場合を除く。

第 31 条 国際条約

ベラルーシ共和国の領域において有効な工業所有権の保護に関する国際条約に含まれた法の原則は、適用される国内法令の一部であるものとし、かつ、ベラルーシ共和国の領域において直接効果を有する。ただし、国内法の採用が前記法の原則を実施するために必要なことが国際条約から導かれる場合を除く。また前記法の原則は、ベラルーシ共和国が関係国際条約の規定が自らを拘束することに合意している法律についての法的強制力を有するものとする。